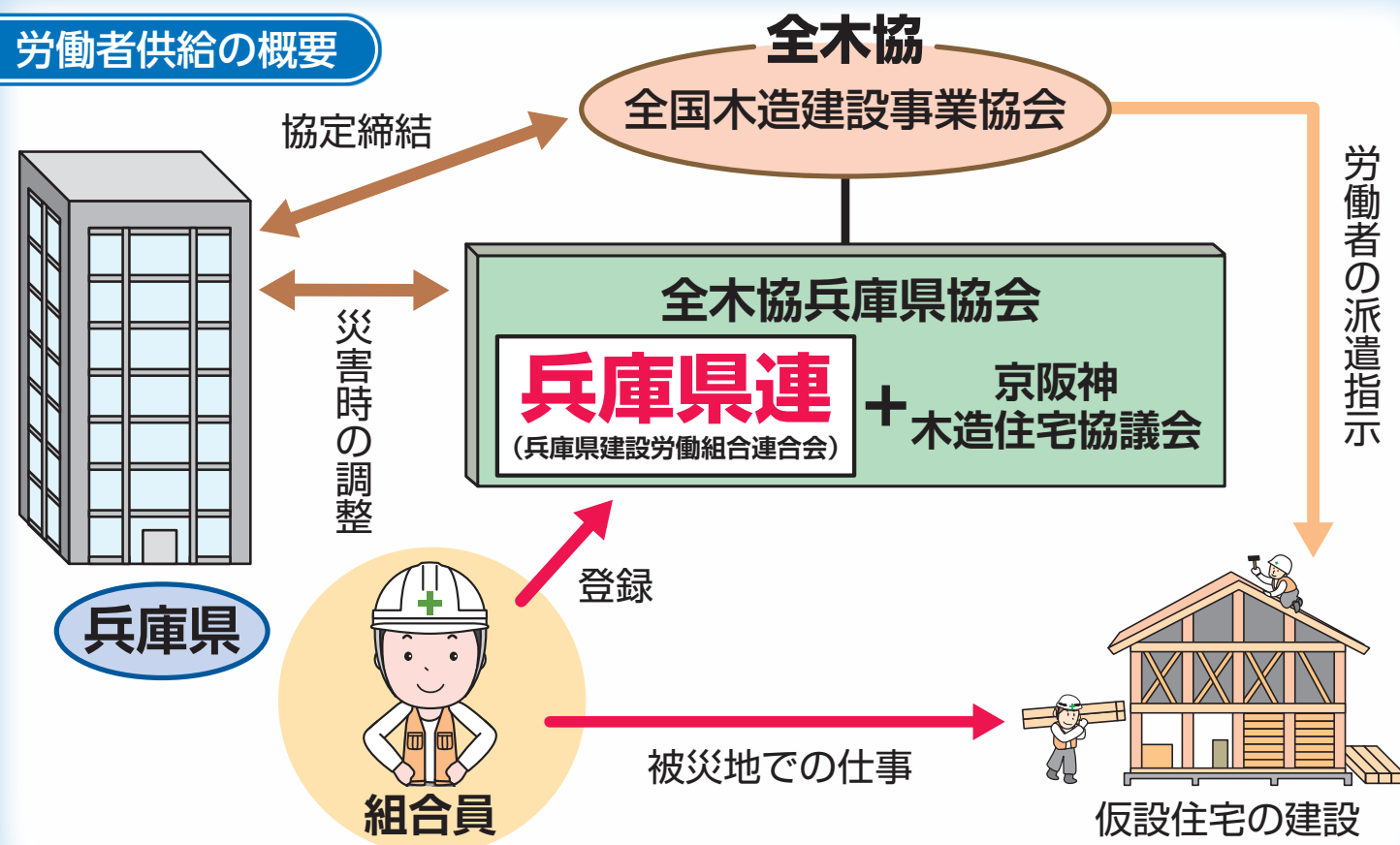


労働者供給の概要



兵庫県建設労働組合連合会

兵庫県と災害協定を締結

応急仮設木造住宅建設の労働者供給に登録しよう



よくあるご質問

Q 登録は、個人ですか、工務店ですか？

A 個人となります。

Q 登録のメリットはなに？

A 登録会員は経営事項審査の評定の加点(15点)が受けられます。(全木協が発行する協定締結証明書と協定書の写しが必要)。

Q 大工職以外の職種は登録できるの？

A 登録できます。ただし、登録用紙の可能な業務と扱える重機等の欄に記入した場合は賃金が木工職と同等日額26,000円ですが、そうでない場合は、日額19,000円となります。

Q 賃金の支払いは？

A 労働者供給する工務店と賃金・労働条件について労働協約を結ぶことで、組合員は供給先の工務店と労働協約で決まった賃金・労働条件で雇用契約を交わし、工務店の指示通り就労し、直接賃金が支払われます。

Q 登録すれば、災害があった場合に行くことになるのですか？

A 必ず要請があることにはないです。災害状況によってはまったく要請がない場合や短期間の場合などもあります。万一、自分の仕事の関係などがある場合は要請を断ることも可能です。

応急仮設木造住宅建設の労働者供給の主な労働条件

2017年3月現在

- 賃金：日額 26,000円 (大工)
- 県内交通費：日額 1,000円
- 労働時間：午前8時～午後6時 (片付け時間含む。休憩120分)

労働者供給事業は建設業で禁じられる労働者派遣とは異なります。

職業安定法第44条に基づき、労働組合が厚生労働大臣の許可を得て行える事業です。

応急仮設木造住宅の建設には大勢の大工職の働き手が必要になり、全木協では全建総連が被災した都道府県内の全建総連加盟組合を中心に大工職を募り、労働者供給事業を行います。

全木協は被災地・被災者支援として、応急仮設木造住宅の建設に取り組み、これまでに東日本大震災と熊本地震の時には、全国から合わせて約1000人の組合員が労働者供給で就労し合わせて1147戸の応急仮設木造住宅を建設し、多くの被災者より感謝の言葉をいただきました。

いつ起こるかわからない大規模災害に備え、兵庫県建設労働組合連合会は、予め応急仮設木造住宅建設に協力いただける組合員の登録を行います。

災害時に社会貢献できる、応急仮設木造住宅建設の労働者供給に登録しましょう。

